

○かほく市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱

平成30年9月21日

告示第114号

(趣旨)

第1条 この告示は、道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、倒壊等の危険性のあるブロック塀を除却する費用について、市が予算の範囲内において交付するかほく市危険ブロック塀の除却に関する補助金（以下「補助金」という。）に関し、かほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「ブロック塀」とは、コンクリートブロック造りの塀及び門柱をいう。

(対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、道路に面したブロック塀で、道路の通行人の安全を確保するために除却する必要があるブロック塀（以下「危険ブロック塀」という。）の全部又は一部を除却する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 除却するブロック塀において、別表に掲げる危険ブロック塀の判定基準を満たしていない項目が1項目でもあること。
- (2) 過去に同一敷地でこの告示による補助金を交付されていないこと。
- (3) ブロック塀が設置されている土地又は家屋の所有者が市税を完納していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、除却する危険ブロック塀の面積（道路に面する部分の面積で1平方メートル未満の端数を切り捨てたものをいう。以下「見付け面積」という。）に応じ次のとおりとする。

- (1) 見付け面積1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、10万円を超えないものとする。

(2) 危険ブロック塀の除去費の額が前号の額に満たない場合は、その除却費の額

(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、かほく市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) ブロック塀を含む建物所有権を確認することができるもの

(2) 工事請負契約書の写し又は見積書

(3) 付近見取図、現況写真及び工事内容を示す図面又は書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と判断したときは、かほく市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、かほく市危険ブロック塀の除却に関する補助事業が完了したときは、完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、かほく市危険ブロック塀の除却に関する補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 施工後の工事写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、かほく市危険ブロック塀の除却に関する補助金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の規定による通知があったときは、速やかにかほく市危険ブロック塀の除却に関する補助金請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。